

厚生年金保険等の給付誤りについて（第二報）

6月27日（金）にお知らせした、老齢厚生年金等に加算される加給年金額の過払い及び老齢基礎年金に加算される振替加算の未払いについて、詳細が明らかになりましたので、別添のとおりお知らせいたします。

厚生年金保険等の給付誤りについて

1. 加給年金額の過払いについて

(1) 事象

老齢厚生年金（老齢満了）又は障害厚生年金（障害等級1級又は2級）の受給権者について、加給年金額の対象となる配偶者がいる場合、加給年金額を加算して年金を支給している。

ただし、配偶者が老齢（老齢満了）又は障害を支給事由とする年金を受給している場合には、当該加給年金額が支給停止となる。（なお、当該年金が全額支給停止の場合は、加給年金額は支給される。）

今回の事象は、その配偶者が特別支給の老齢厚生年金（老齢満了）の受給権者であり、かつ高報酬の在職による全額支給停止から低報酬の在職による一部支給となり、本来、加給年金額を支給停止すべきケースについて、プログラムミスにより、過払いが発生したものである。

〈注〉「老齢満了」とは、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上、又は40歳以降180月以上ある場合などをいう。

- ・ 配偶者加給年金額の加算受給者数 約315万人（平成15年3月現在）
 - ・ お詫び状送付者数 6,249人 約24億1千万円〔確定値〕
- （資料1・2参照）

(2) 過払い判明の経緯

- ① 年金給付システムについては、即時処理のための大規模なシステム変更（以下、「年金給付システムのレベルアップ」という。）が行われ、平成11年6月から稼働している。
- ② そのシステム変更の際のプログラムミスにより、特定の1パターンについて加給年金額の支給停止の事務処理に必要な警告事故リストが出力されないことが、平成15年物価スライドによる年金額改定処理に伴うシステム変更作業の中で判明した。

(3) 原因

- ① 年金給付システムのレベルアップの開発は、業務量の増加及び2000年問題等に対応するため、平成8年4月から3年2ヶ月の期間を要し、また、基本設計書も280冊（A4版バイнда）に及ぶほど膨大な開発であった。
- ② 平成8年4月に当庁が策定し、委託業者である（株）日立製作所に示した「年金給付システムのレベルアップ基本計画書」では、従来、警告事故リストを出力することとしていた加給年金額処理を自動化することとしていたが、平成10年6月に当

該自動化は延期することとし、従来どおり警告事故リストを出力するよう、基本計画書の一部変更を行った。

- ③ 平成10年7月から8月にかけて、当庁と(株)日立製作所において基本設計を変更するための基本検討を行い、当時の議事録によると、今回の事象に係る加給年金額の支給停止について、従来どおり警告事故リストを出力するよう当庁から指示を行い、(株)日立製作所もこれを確認した。
- ④ 平成10年9月、この基本検討を受けて(株)日立製作所が作成した「基本設計書」の中には、当該事象にかかる「警告事故リストの出力」の事項が漏れていた。基本設計書の内容については、当庁及び(株)日立製作所が同席する会議を連日開催し、相互確認を行ったが、上記①のように大規模な開発であり、基本設計書も膨大な量であったこともあり、基本設計書において当該リストの出力に関する記載が漏れていることを双方とも発見できなかった。
通例、基本設計書の作成過程において指示・確認を行った事項については、その内容が基本設計書に取り込まれていることの確認を行っているが、今回の事象についてなぜ漏れたのか、また、なぜ発見できなかったのかについて調査したが、事実確認が行えなかった。
- ⑤ 平成11年2月からのテスト工程においても、当庁及び(株)日立製作所双方とも基本設計の範囲内において検証を行ったため、発見できなかった。

2. 振替加算の未払いについて

(1) 事象

振替加算とは、夫の老齢厚生年金(老齢満了)又は障害厚生年金(障害等級が1級又は2級)に、妻に係る加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金額に振り替えて、妻に支給する老齢基礎年金に加算するものである。

妻が65歳到達前から特別支給の老齢厚生年金(老齢未満了)又は、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している場合は、妻と夫の年金の裁定時に両者の年金原簿にその旨を表示し、夫、妻それぞれの年金原簿に収録されている相手方の年金情報(基礎年金番号・年金コード(8年12月までは年金証書記号番号)、生年月日など)が整合していることを確認したうえで、妻の65歳到達時にその表示により加算することとされているが、情報が正しく収録されていなかったため、未払が発生したものである。

<注1> 振替加算の対象者は、老齢基礎年金の支給を受ける妻の年齢が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者である。

<注2> 夫と妻が逆の場合でも同様である。

- ・ 振替加算の加算者数 約180万人 (平成15年3月現在)
- ・ お詫び状送付者数 28,523人 約220億円〔7月11日時点〕
(他 内容確認中 6,292人) (資料3・4参照)

(2) 振替加算事務処理の特性

(注) 以下の説明は、夫と妻とが、逆の場合も同様

- ① 振替加算とは、夫の老齢厚生年金に加算されている加給年金額を、妻の老齢基礎年金額に振り替えて加算するもの。
- ② 妻が65歳前から年金受給の場合、65歳到達時に自動的に振り替えて加算するために、夫、妻それぞれ年金原簿に、あらかじめ相手方の年金情報を収録。
- ③ 夫と妻の年金の発生時点は異なるので、例えば、妻の年金が後から発生した事例2では、妻の年金情報を、社会保険事務所から社会保険業務センターへ「老齢・障害厚生年金加給年金額対象者年金受給報告書」（以下、「年金受給報告書」という。）により進達し、先に発生している夫の年金原簿に収録。なお、妻の年金発生時に、夫の年金情報を妻の年金原簿に収録。
- ④ 夫、妻それぞれの年金原簿に収録されている相手方の年金情報が整合していることを確認し、妻が65歳に到達したときに、振替加算を自動的に加算。

(3) 経緯

振替加算に関する説明・周知方法及び社会保険事務所等からの照会内容等について、過去の担当者からの聴取及び保存されている文書により調査した結果は、次のとおりである。

① 社会保険業務センター内処理

○ 昭和61年4月～昭和63年1月

基礎年金制度の導入と同時に、裁定請求書に配偶者欄（配偶者が受けている年金証書記号番号等の記載）を設け、「審査事務処理要領」において、配偶者欄は加給年金額の加算、振替加算等の事務処理のために備えた旨の説明が記載されている。

当時の年金保険部業務第二課において、審査班から支払班に対して連絡票により、年金原簿への配偶者年金証書記号番号の収録及び「配偶者状態表示」の収録・更新を依頼。

<注>「配偶者状態表示」とは、配偶者が受給している年金の種類（例えば老齢満了の老齢厚生年金）、生計維持関係を確認しているもので、この表示により、振替加算の該当・非該当の判定を行っているものである。

② 社会保険事務所における事務処理の開始

○ 昭和63年2月

社会保険事務所における裁定処理開始に伴い、裁定請求者（妻）の配偶者（夫）が老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者である場合は、裁定処理終了後、「年金受給報告書」を作成して、社会保険業務センターへ進達し、社会保険業務センターでは「年金受給報告書」を受けて、夫の年金原簿に妻の年金証書記号番号の収録を行う旨を通知。

この際、「年金受給報告書」が振替加算の事務処理に必要なであるとの説明がなされていない。

なお、昭和 63 年 2 月に「年金受給報告書」の作成・進達方法等について回答した年金給付業務に関する問答集を作成し、各社会保険事務所へ送付しているが、「年金受給報告書」が振替加算の事務処理に必要である旨の記載はなかった。

③ 振替加算の加算開始

○ 平成 3 年 4 月

振替加算の開始に伴い、振替加算は「配偶者状態表示」により加算処理を行うこと、また受給権者又はその配偶者の年金原簿に配偶者年金証書記号番号が収録されている場合に、その年金原簿の突合を行い、「配偶者状態表示」の更新処理を行う旨を通知。その際、「年金受給報告書」と関連づけての説明は行われておらず、その後も「年金受給報告書」の必要性にかかる説明・周知は行われていなかった。

※ 平成 3 年 4 月に振替加算が開始される際に、加算前に、社会保険業務センターにおいて、特別支給の老齢厚生年金（又は繰上げ支給の老齢基礎年金）の受給権者が 65 歳に達する前に、主として過払防止の観点から、受給権者の年金原簿とその配偶者の年金原簿との突合を行い、妻と夫の年金情報が不整合な場合には、機械的に「配偶者状態表示」を「振替加算非該当」とすることとした。

④ 社会保険事務所等からの照会への対応

○ 平成 3 年 4 月以降

社会保険業務センター内において過去の担当者から聴取したところ、振替加算されていない具体的な事例について照会があった場合には、事実関係を確認して、個別に対応していたものがあつた。

○ 平成 7 年 2 月

社会保険業務センターと都道府県ごとの事務打合せの場において、自動的に振替加算される場合とされない場合があるがなぜかという質問が出され、配偶者相互の年金原簿の年金情報が不整合な場合には、機械的に振替加算を行わないこととした旨を回答。

○ 平成 10 年 5 月

社会保険事務所から社会保険業務センターへ、振替加算を加算する際に受給者が届け出る「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」について、届出が不要なものまで届け出るように指示している事例があるのではないかと照会があったため、今後はそのような誤った指示はしないよう徹底すると回答。

○ 平成 10 年 10 月

都道府県国民年金担当課から社会保険業務センターへ、管轄内の振替加算されていない事例について対応してほしい旨、また、全国的な事象であると考えられることから、統一的な取扱方法を示すべき旨の要望があつたため、今後の対応についての検討を行い、⑤のような措置を講じた。

⑤ 年金給付システムのレベルアップでの対応

○ 平成 11 年 6 月

年金給付システムのレベルアップにより、事例 2（妻の年金が夫の年金より後に

発生)については、「年金受給報告書」の進達により、夫の年金原簿に収録していた妻の年金情報を妻の年金発生時に自動的に収録することとしたため、「年金受給報告書」を廃止した。

これに伴い、平成3年から機械的に行っていた妻と夫の年金原簿の年金情報の突合を事例1・2とも廃止し、配偶者状態表示により振替加算該当・非該当の判定を行うこととした。

○ 平成11年11月

「社会保険業務センターつうしん」において、「年金受給報告書」の進達は事例1(妻の年金が夫の年金より先に発生)の場合のみとなった旨の説明記事を掲載。

○ 平成12年3月

事例1については「社会保険業務センターつうしん」において、「年金受給報告書」の進達について事例を用いて詳細な説明記事を掲載。

<注>事例1・2のいずれの場合においても、既に未払いが発生している受給者全体を対象とした措置は講じられなかった。

⑥ 未払い者の調査

○ 平成13年8月

年金受給者から社会保険業務センター所長へ「なぜ振替加算が加算されないのか」、「私以外にもいるのでは」という投書があり、これについては他に同様の者が存在するか調査したい旨を回答。

○ 平成13年9月～12月

影響調査、要調査対象者抽出プログラムを構築。

○ 平成14年1月

要調査対象者を抽出(約22万件)。

○ 平成14年1月～15年6月

目視による審査により対象者を確認・内容分析。

要調査対象者のうち、65歳に達していない受給者で65歳到達時に振替加算該当となる者については、未払発生防止のための処理を行った。

(4) 多額の未払いの発生原因

① 「年金受給報告書」の説明・周知の不徹底

- ・ 「年金受給報告書」についての説明、周知が不徹底のため、同報告書の進達漏れの事象が継続して発生していた。
- ・ 昭和63年2月からの社会保険事務所による年金裁定事務の開始に際して、都道府県民生主管部主管課(平成12年4月からは地方社会保険事務局)に発出した業務取扱いの通知の中で、「年金受給報告書」の進達を指示したが、同報告書が振替加算(平成3年4月以降に対象者発生)の事務処理に必要な旨の説明がなかった。
- ・ 振替加算の開始となる平成3年の通知において振替加算の事務処理について説明しているが、同通知の中で、「年金受給報告書」の進達に関して何らふれられていなかった。

- ・ 以後の通知、あるいは、社会保険事務所等に年金業務処理について周知するための「社会保険業務センターつうしん」などにおいても、「年金受給報告書」の進達が振替加算の事務処理に必要な旨の明確な説明は平成12年3月まで行われなかった。
 - ・ 社会保険業務センター内においても「年金受給報告書」の進達の必要性が必ずしも正確に理解されていなかったため、社会保険事務所等からの照会に対しても不正確な対応をした事例が見られた。
- ②「年金受給報告書」の正確な進達を前提とした機械処理
- ・ 「年金受給報告書」が正確に進達されることを前提に、妻と夫の年金原簿の突合を機械的に行い、主として過払い防止の観点から、不整合の事象は振替加算非該当とするような機械処理をしていた。(平成11年6月年金給付システムのレベルアップがスタートするまで)
 - ・ 不整合のため、振替加算非該当とされた事象について、その後、振替加算の有無について事実確認がされていなかった。

③全国的な問題としての対応の遅れ

- ・ 振替加算の未払いの事象に対する個別対応の状況、社会保険事務所等からの問題指摘などにより、平成10年頃には全国的な広がりのある問題であることを予想することが可能であったと考えられるが、受給者への影響の重大さに対する認識が不十分で、根本的な解決の着手が遅れた。

3. 本件に係る考察

(1) 加給年金額の過払い関係

システム開発に当たって、委託業者との間の相互チェック体制が不十分だった。

(2) 振替加算の未払い関係

①社会保険業務センターの事務処理において、過払い防止の観点を重視したため、年金受給者への配慮が十分ではなかった。

②社会保険業務センター及び社会保険事務所における事務処理については、当該事務が必要とされる趣旨・目的を十分に説明し、周知・徹底を図るべきであった。

③社会保険業務センターにおいて、給付誤りにつながる恐れのある個別の事象に関する社会保険事務所等からの指摘や要望を集約し、すみやかに必要な対応を検討するための体制が不十分だった。

④今回の事象が多く年金受給者に影響を与えたことを考慮すると、未払い者にかか

る調査について、もっと早く着手すべきであった。

また、受給者が混乱しないように配慮しつつ、調査の実施との関連も踏まえ、公表の時期、方法について十分に検討すべきであった。

(3) 共通

手作業で行っている業務については、業務処理の効率化・適正化の観点から、出来る限り、システム化（自動化）を推進すべきである。

4. 再発防止策

(1) システム開発における対策

① 基本設計書の仕様を変更する際には文書により指示し、当庁と委託先との間で行う基本設計書の相互確認においては、この文書により検証を行うことを更に徹底する。

② テスト工程においては、基本設計書による当該開発のテストパターン以外に、過去の制度改正等の開発で使用したデータを活用し、テストパターンを拡充することにより、想定外のケースをも網羅できるようなテスト検証を行う。

(2) 事務処理における対策

① 社会保険業務センター及び社会保険事務所における事務処理のマニュアルについて、特に手作業により行う箇所の手順、記述を再点検し、それぞれの事務が必要とされる趣旨、目的を十分に説明し、周知・徹底を図る。

② 社会保険業務センターにおいて、給付誤りにつながる恐れのある個別の事象に関する社会保険事務所等からの指摘や要望について、所長直轄ですみやかに調査し、対処方針を決定するための体制を整備する。

(3) (1)、(2)のほか、再発防止策を総合的に策定するため、庁内に、事故再発防止策検討委員会（仮称）を設置する。

(4) 外部専門家による社会保険オンラインシステムの刷新可能性調査のなかで、システム監査に加えて、業務プロセスの全般的な点検を実施する。

5. 今後の対応

(1) 事務処理

① 加給年金額の過払い者への対応

8月15日支払分から加給年金額を減額した年金額を支給する。また、過去の過払い分については、返納対象者ごとに返納方法（年金からの減額調整か現金による返

納か、また一括返納か分割返納か)を確認し、ご理解をいただいた上で、返納していただくこととする。

② 振替加算の未払い者への対応

9月12日に過去の未払い分を一括で支給し、10月15日支払分から振替加算額を加算した年金額を支給する。

(2) 広 報

① 厚生労働省・社会保険庁ホームページに、6月27日公表資料を掲載。

(アドレスは「<http://www.mhlw.go.jp>」)

② 社会保険庁ホームページに「厚生年金等の給付誤りに対するお詫び」及び「振替加算に関する説明」記事を掲載。(アドレスは「<http://www.sia.go.jp>」)

③ このほか、年金受給者に対する諸通知に同封するパンフレットの内容を充実する予定である。

加給年金額の詫び状送付者の過払金額別件数表

○過払金額別件数表

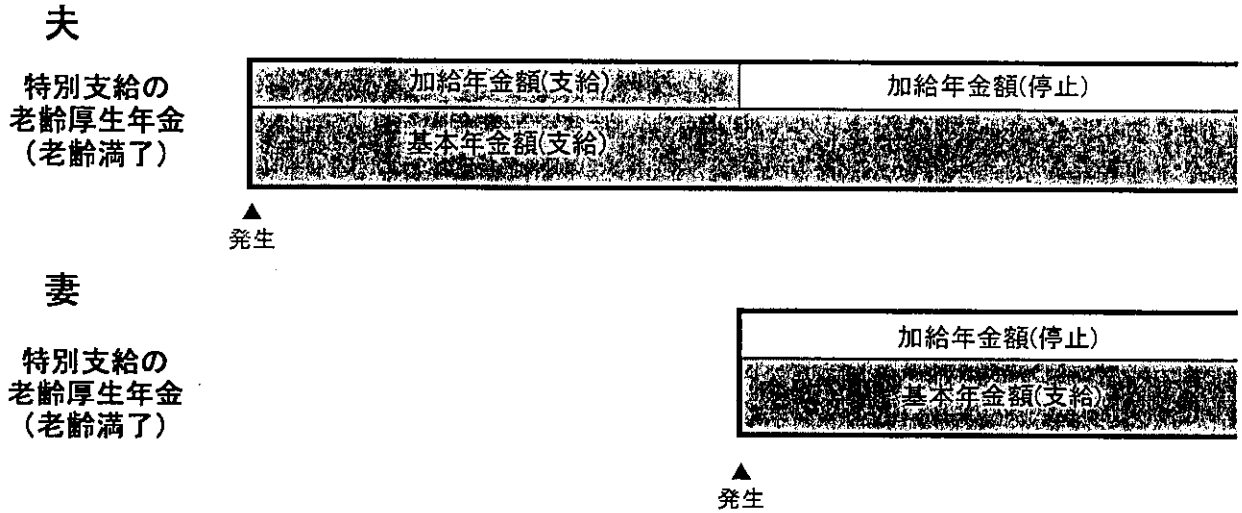
過払金額(円)	件数(件)
～ 10万以下	543
10万超～ 20万以下	1,332
20万超～ 30万以下	1,020
30万超～ 40万以下	857
40万超～ 50万以下	719
50万超～ 60万以下	528
60万超～ 70万以下	378
70万超～ 80万以下	385
80万超～ 90万以下	174
90万超～100万以下	203
100万超～110万以下	97
110万超～120万以下	13
合 計	6,249

○過払総額 2,410,515,920円

加給年金額の支給停止の事象例

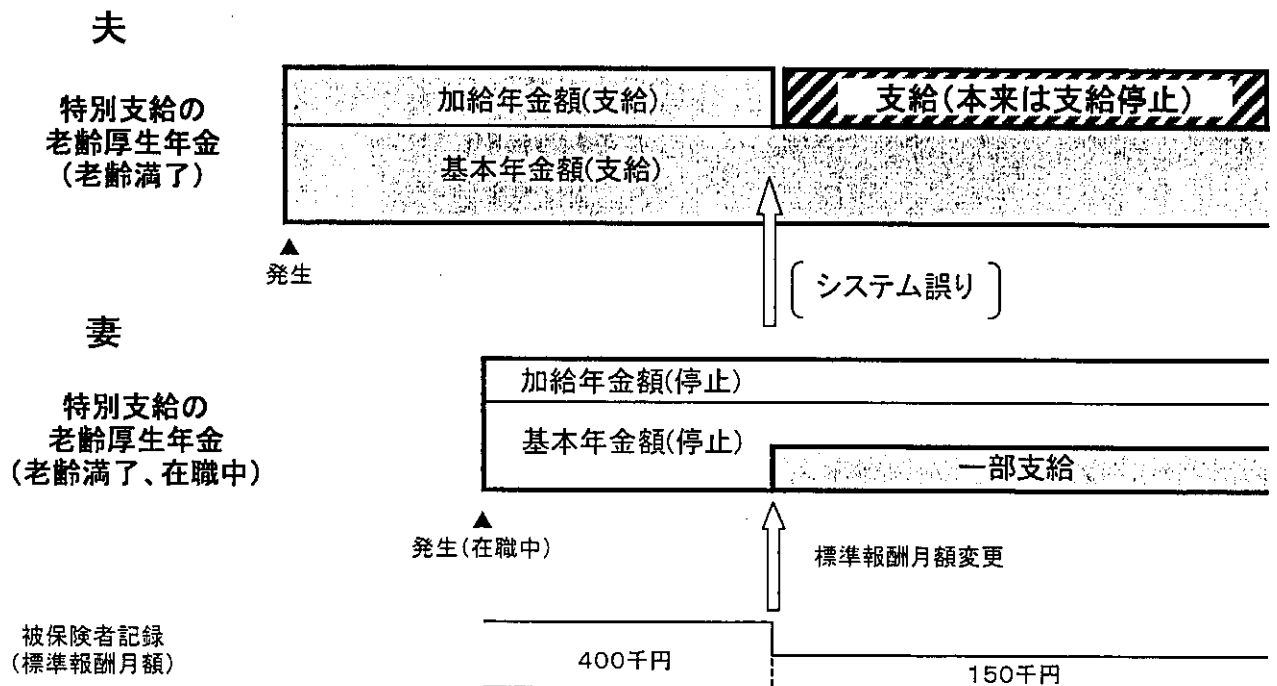
●典型的な事象例

夫の特別支給の老齢厚生年金に加算されている妻の加給年金額が、妻の特別支給の老齢厚生年金を受給することとなった場合に支給停止となる。



●今回の過払いの事象例

- (1) 妻の特別支給の老齢厚生年金が在職中により全額支給停止となっている間は、夫の特別支給の老齢厚生年金に加算されている妻の加給年金額が支給される。
- (2) 妻の特別支給の老齢厚生年金の一部が支給されることとなったため、夫の年金に加算されている加給年金額を支給停止すべきところであったが、システム誤りにより、支給停止が行われなかった。



振替加算の詫び状送付者の改定所属年度別件数表及び未払金額別件数表

○改定所属年度別件数表

発生年度	合計	
	件数(件)	金額(円)
平成 3年度	276	723,846,316
平成 4年度	387	908,634,007
平成 5年度	642	1,339,759,079
平成 6年度	1,061	1,938,308,038
平成 7年度	771	1,237,506,696
平成 8年度	961	1,279,840,726
平成 9年度	2,212	2,435,827,729
平成10年度	3,446	3,054,161,362
平成11年度	4,402	2,976,334,907
平成12年度	7,890	3,746,079,774
平成13年度	5,272	1,687,391,807
平成14年度	1,203	176,917,318
合計	28,523	21,504,607,759

○未払金額別件数表

未払金額(円)	件数(件)
～ 20万以下	1,064
20万超～ 40万以下	5,414
40万超～ 60万以下	7,888
60万超～ 80万以下	4,402
80万超～100万以下	3,445
100万超～120万以下	2,138
120万超～140万以下	906
140万超～160万以下	460
160万超～180万以下	895
180万超～200万以下	607
200万超～220万以下	611
220万超～240万以下	335
240万超～260万以下	192
260万超～280万以下	166
合計	28,523

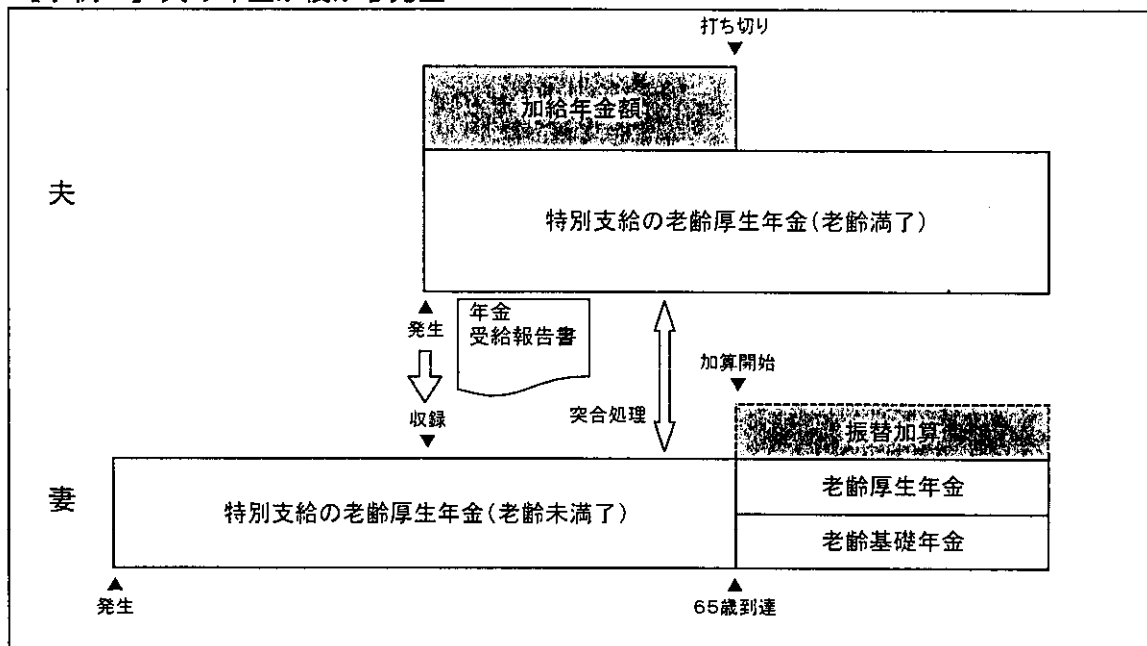
●内容確認分(精査中) 6, 292件

*カナ姓不一致・カナ住所不一致のため目視
確認が必要な者 (2, 824件)

*他年金に4共済があり、共済年金の老齢満
了の確認が必要な者等 (3, 468件)

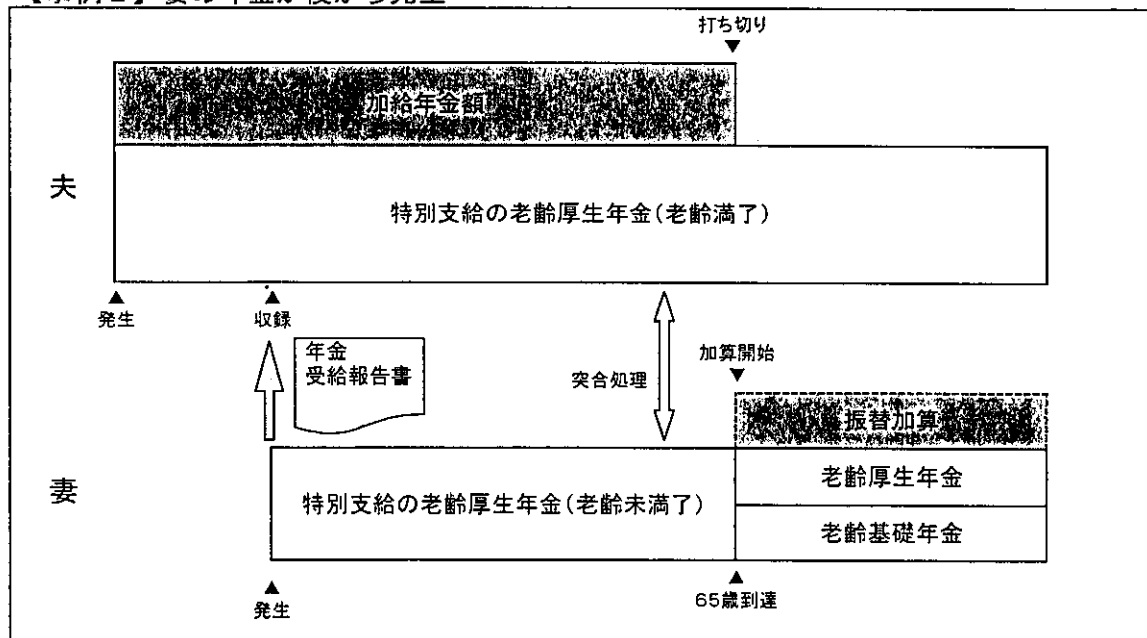
振替加算の事務処理の流れ

【事例1】夫の年金が後から発生



妻が65歳前から年金を受給し、その後に夫の年金が発生する事例では、夫の年金情報を、社会保険事務所から社会保険業務センターへ「年金受給報告書」により進達し、先に発生している妻の年金原簿に収録。なお、夫の年金発生時に、妻の年金情報を夫の年金原簿に収録。その後、妻が65歳に達したとき、夫と妻それぞれの年金原簿に収録されている相手方の年金情報が整合していることを確認し、振替加算を機械処理。

【事例2】妻の年金が後から発生



妻の年金が後から発生する事例では、妻の年金情報を、社会保険事務所から社会保険業務センターへ「年金受給報告書」により進達し、先に発生している夫の年金原簿に収録。なお、妻の年金発生時に、夫の年金情報を妻の年金原簿に収録。その後、妻が65歳に達したとき、夫と妻それぞれの年金原簿に収録されている相手方の年金情報が整合していることを確認し、振替加算を機械処理。